

=====

～航空局からのお知らせ～

=====

[2025 年 4 月 22 日]

★小型航空機の運航の安全確保について（注意喚起）

今年 3 月から 4 月（4 月 21 日時点）にかけて、小型航空機による航空事故・重大インシデントが計 11 件発生しています。

○航空事故（6 件）

- ・超軽量動力機が離陸直後、右旋回し滑走路末端付近に墜落した（3 月 2 日）
- ・回転翼航空機の機外に吊り下げた荷物を荷下ろしするため降下した際、地上の作業員が当該機のダウンウォッシュにより身体のバランスを崩し、崖から転落（3 月 15 日）
- ・回転翼航空機が場外離着陸場への着陸時に横転（3 月 23 日）
- ・小型飛行機が連続離着陸訓練のため進入中、滑走路手前の空港敷地外の茂みに突っ込んだ（3 月 30 日）
- ・回転翼航空機が海上に不時着水し、搭乗者 3 名が死亡（4 月 6 日）
- ・動力滑空機が着陸時、機体を損傷（4 月 12 日）

○重大インシデント（5 件）

- ・小型飛行機が試験飛行中に機内の与圧が低下（3 月 8 日）
- ・小型飛行機が着陸した際、機体の胴体下面が滑走路に接触（3 月 20 日）
※航空機の損傷度合いにより航空事故になる可能性あり
- ・回転翼航空機が水の入ったバケットをつり下げて飛行中、バケットが意図せず落下（4 月 4 日）
- ・小型飛行機が着陸した際、プロペラが滑走路に接触（4 月 11 日）
- ・小型飛行機が着陸後、滑走路から逸脱（4 月 13 日）

これらの事故等については、現在運輸安全委員会において調査中ですが、小型航空機を運航される皆様においては、基本動作及び法令順守の再徹底、非常操作手順、飛行経路周辺の環境等を考慮した緊急事態発生時の対処方法の再確認を含めた技量維持、適切な点検・整備の実施等を通して、一層の安全確保に万全を期すよう、メールマガジンを通じて、注意喚起させていただきます。

また、事故等の種別の分類に着目すると去年から滑走路等への異常な接触事案が続いている状況です。

滑走路等への異常な接触は、地表や他の航空機などの地上の物件との衝突に至り、重大な被害につながりかねないことから、運輸安全委員会では「滑走路等への接触事故の防止に向けて～規

則を遵守し、基本に忠実に～」として、ダイジェストを発行しております。

同ダイジェストでは、同種事故等の発生状況、同種事故等の防止対策、事例紹介等をまとめておりますので、ぜひご覧になり、皆さまの運航特性等に応じて必要な対策をお願い致します。

これからゴールデンウィークの時期になりますので、安全確保のうえ、飛行を楽しんでいただければ幸いです。

※メールアドレス変更や配信停止の場合は、お手数ですが本メールに返信する形でご連絡をお願いいたします。

国土交通省 航空局 安全部安全政策課

MAIL : hqt-kogataki@mlit.go.jp

TEL : 03-5253-8111

小型航空機安全対策係（内線 50135）

特定操縦技能審査担当（内線 50136）

～X(旧 Twitter)もやっています～https://twitter.com/mlit_kogataki
